

2015.02.01

## ベンチャー企業等における青色欠損金等の繰越控除限度額制度等の創設

税理士 宮森俊樹

### 1. 制度の概要

平成27年度税制改正では、赤字が先行しやすいベンチャー企業及び企業再建を行う企業について、雇用やイノベーションを生み出す創業及び円滑な事業再生を促進する観点から、繰越控除限度額100%相当額で7年間の繰越控除が可能とされる新たな欠損金繰越控除制度が創設されます。

この仕組みによって、ベンチャー企業及び事業再建を行う企業の税負担が7年間軽減されるため、そのキャッシュフローが前向きな投資に回り、ベンチャー企業の成長、発展及び迅速な事業再生が可能とされます。

### 2. ベンチャー企業

法人の設立（合併法人にあっては合併法人又は被合併法人のうちその設立が最も早いものの設立等）の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、控除限度額を所得の金額とされます。

ただし、金融商品取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度は対象外とされます。

(注)対象となる法人から、資本金の額等が5億円以上の法人等（大法人）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人（以下「グループ子法人等」といいます。）が除外されます。

### 3. 事業再建を行う企業

更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、控除限度額を所得の金額とされます。

ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度は対象外とされます。

図表 欠損金の繰越控除制度の比較

区 分		現 行	平成27年度税制改正		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
ベンチャー企業 事業再生の企業	繰越控除限度額	——	100%	100%	100%
	繰越期間	——	7年	7年	7年
中小法人等(注)	繰越控除限度額	100%	100%	100%	100%
	繰越期間	9年	10年	10年	10年
上記以外の大法人	繰越控除限度額	80%	65%	65%	50%
	繰越期間	9年	10年	10年	10年

(注)「中小法人等」とは、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額が1億円以下である普通法人（グループ法人等を除きます。）その他一定の法人とされます。

### 4. 適用関係

上記2及び3の改正は、法人の平成27年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。

お問い合わせは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。

B. A. C 『企業再生・整理・再起』支援チーム <http://kigyo-saisei.seesaa.net/>

リスクカウンセラー 細野孟士／中小企業診断士 佐々木文安／弁護士 安達一彦  
 司法書士 星野文仁／司法書士 原内直哉／社会保険労務士 川端重夫／税理士 宮森俊樹／弁理士 酒井俊之